

一般財団法人日本看護学教育評価機構

評価事業基本原則

2019年2月8日

規程第2号

改正 2019年8月23日 規程第4号
改正 2019年12月6日 規程第11号
改正 2020年9月4日 規程第19号
改正 2020年12月11日 規程第21号
改正 2021年12月10日 規程第29号
改正 2022年6月17日 規程第31号
改正 2022年7月7日 規程第34号
改正 2022年12月9日 規程第35号
改正 2023年3月10日 規程第40号
改正 2024年9月13日 規程第56号

第1章 総則

(目的)

第1条 この基本原則は、一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、「機構」という。）における評価事業に関し必要な事項を定める。

(評価事業)

第2条 評価事業は、理事会で決議された事業計画に基づき、第2章で定める総合評価部会およびその下部組織がこれを行う。

2 総合評価部会の下部組織は、評価委員会、評価基準検討委員会、評価員研修委員会および異議審査委員会で構成される。

(評価の実施方法)

第3条 評価事業である看護学教育プログラムの評価は、機構が定める「大学における看護学教育課程の評価基準」に基づき公正かつ適正に実施する。

2 評価は、機構の定める評価基準に沿って受審校が作成した自己点検・評価報告書、その他の資料の書面調査および実地調査（訪問またはWeb調査）によって行う。

(評価手続き)

第4条 受審しようとする看護系大学（以下、「受審校」という。）は、指定の期日までに、看護学教育評価申請書を理事長宛に提出するとともに、所定の自己点検・評価報告書およびその他の書類を機構宛に提出しなければならない。

2 機構は、前項に定める書類の他、評価に必要な資料の追加提出を求めることができる。

（審査）

第5条 評価結果は「適合」、「保留」、「不適合」で示す。

2 各判定は、別に定める評価基準に従って行う。

（適合）

第6条 機構は、「適合」の判定を受けた看護学教育プログラムを認定する。

2 「適合」の認定期間は7年間とし、その始期は評価受審年度の翌年度4月1日からとする。

（保留）

第7条 「保留」は、概ね評価基準に適合しているものの、一部に改善すべき重大な点があると判断した場合に判定する。

2 「保留」の判定を受けた受審校は、評価報告書受領の翌年度から3年以内に再評価改善報告書を提出し、再評価を受けるものとする。

（不適合）

第8条 「不適合」は、全般にわたって評価基準に適合していないと判断した場合に判定する。

（認定の取り消し）

第9条 「適合」と認定された大学において、認定期間中に、適合についての重大な疑義が生じたときは、調査のうえ、認定を取り消すことがある。

（評価結果の公表）

第10条 理事長は、評価結果について理事会の承認を得た後、速やかにその結果を受審校に通知しなければならない。

2 前項の評価結果を機構のホームページ等で公表する。

（守秘義務）

第11条 機構ならびに評価事業に関わる者は、評価事業を行うにあたって取得した受審校およびその関係者に関する情報について守秘義務を負う。

第2章 総合評価部会

（目的）

第12条 評価事業に関する専門部会として、総合評価部会を置く。

(権限)

第13条 総合評価部会は、以下の業務を行う。

- (1) 受審校の決定
- (2) 適合・不適合・保留の判定
- (3) 評価報告書の確定および理事会への報告
- (4) 評価基準や看護学教育評価ハンドブックの策定・改訂等評価事業およびその他関連事業の基本事項の作成
- (5) 評価委員会、評価基準検討委員会、評価員研修委員会、異議審査委員会の各委員の選任。
- (6) 評価報告書に対する受審校からの異議の採否の決定、および必要があるときは評価報告書の修正
- (7) 評価事業基本原則の改正案の作成
- (8) その他、理事会から指示された事項

(総合評価部会長の選任)

第14条 総合評価部会長は、理事長が推薦し理事会において選任する。

- 2 総合評価部会長は、総合評価部会の代表として部会を統括する。
- 3 総合評価部会長は、構成員の中から副部会長を指名し、部会長を補佐させるものとする。

(構成・選任)

第15条 総合評価部会は、総合評価部会の下部委員会の委員長、副委員長および有識者（医療関係者もしくは大学評価関係者）をもって構成する。

- 2 有識者の選任は総合評価部会において行う。

(任期)

第16条 総合評価部会構成員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 総合評価部会構成員が任期途中で退任したとき、欠員を補うために選任された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総合評価部会の開催・招集)

第17条 総合評価部会は、原則として毎年2回定時に開催する。

- 2 臨時総合評価部会は、次の各号に掲げる事由の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 異議審査委員会から異議審査報告書が提出されたとき
 - (2) 理事長または総合評価部会長が必要と認めたとき
 - (3) 総合評価部会構成員から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき
- 3 総合評価部会は、総合評価部会長が招集する。

(議長)

第18条 総合評価部会の議長は、総合評価部会長が務めるものとする。部会長が欠けるときは、副部会長がこれに当たる。

(定足数)

第19条 総合評価部会は、総合評価部会構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第20条 総合評価部会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した総合評価部会構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 総合評価部会構成員は、その所属もしくは利害関係を有する受審校に関する議事に参加できない。

(書面票決)

第21条 やむを得ない理由のため総合評価部会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された議題事項について書面をもって票決することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、当該総合評価部会構成員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総合評価部会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第3章 評価委員会

(目的)

第23条 評価事業およびその付帯業務に関する具体的な事項を決定し、評価を実施して「評価報告書(評価委員会案)」の作成を行う委員会として、総合評価部会の下に評価委員会を置く。

(権限)

第24条 評価委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 評価報告書(評価委員会案)を作成し、総合評価部会に提出
- (2) 看護学教育評価ハンドブックの原案または改正案の作成
- (3) 評価手続き等に関する具体的な事項案の作成
- (4) 評価員の選任、または解任
- (5) 評価チームの編成
- (6) 評価事業およびその付帯業務について、評価基準検討委員会、評価員研修委員会および異議審査委員会の担当でない事項の処理

2 評価委員会は、前項各号の事業の遂行に必要な事項を審議し、また、評価事業に関し総合評価部会の諮問に応じ、答申する。

(委員会の構成)

第25条 評価委員会は、看護学教育の質保証および分野別評価の専門的知識を有する大学の教員または学識経験者で構成することを原則とする。

2 評価委員会委員は、会員校に所属する者を原則とする。ただし、他分野や大学以外に所属する者についてはこの限りでない。

3 評価委員会は、15名程度の委員をもって構成する。

(委員の選任)

第26条 評価委員会委員は、総合評価部会において選任する。

(委員長)

第27条 評価委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

2 評価委員会委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(任期)

第28条 評価委員会委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評価委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催・招集)

第29条 評価委員会は、隔月開催を原則として、必要に応じて開催することとし、委員長が招集する。

(議長)

第30条 評価委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長がこれに当たる。

(議決)

第31条 評価委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

2 評価委員会委員は、その所属もしくは利害関係を有する受審校に関する議事に参加できない。

(議事録)

第32条 評価委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第4章 評価員

(目的)

第33条 評価員は、受審校の自己点検・評価報告書、その他の資料について書面調査および実地調査（訪問またはWeb調査）を行い、評価報告書の原案作成の職務を行う。

(評価員の選任)

第34条 評価員は、評価委員会委員長が推薦し、評価委員会において選任するものとする。

2 評価員は、総合評価部会および評価委員会、評価基準検討委員会、評価員研修委員会の委員との兼務を妨げない。

(評価員の登録)

第35条 機構は、評価員の氏名、所属、連絡先を評価員名簿に登録し、名簿を作成する。

2 評価員名簿は毎年更新するものとする。

(評価チーム)

第36条 評価チームは、受審校ごとに評価委員会が編成することとし、原則として1チーム3名の評価員から成るものとする。なお、評価員の構成については、原則として大学の教育研究活動に見識を有する者とし、実務看護職者を含むことができるものとする。

2 受審校との間で利害関係を有する者は、当該大学の評価チームの評価員となることはできない。

(権限)

第37条 評価員は、評価チームの一員として、担当する受審校について、第33条に規定する職務を行う。

(主査・副査)

第38条 評価チーム3名のうち、主査1名、副査1名を評価委員会において決定する。

2 主査は、評価チームを統括するとともに、評価結果報告書原案を取りまとめる。

3 副査は、主査を補佐し、主査に事故あるときは、これに代わって主査の職務を行う。

(研修)

第39条 評価員は、原則として、機構が行う評価員研修等に参加しなければならない。

(任期・辞任・解任)

第40条 評価員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 評価員がこれを辞する場合には、評価委員会委員長宛に文書で理由を付して届け出るものとする。

- 3 評価委員会は、評価員が、心身の故障等により十分な評価活動ができないと認める場合、および評価員として品位を欠く行為があると認める場合には、これを解任できる。

第5章 評価基準検討委員会

(目的)

- 第41条 評価事業およびその付帯業務を遂行するための評価基準、評価指標等の原案または改正案を作成し、総合評価部会に答申する委員会として総合評価部会の下に評価基準検討委員会を置く。

(権限)

- 第42条 評価基準検討委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 評価基準の原案または改正案の作成
- (2) 評価指標の原案または改正案の作成
- (3) 評価手続き等に関する具体的な事項案の作成

- 2 評価基準検討委員会は、前項各号の事業の遂行に必要な事項を審議し、また、評価基準や評価指標に関し総合評価部会からの諮問に応じ、答申する。

(委員会の構成)

- 第43条 評価基準検討委員会は、看護学教育の分野別質保証および分野別評価の専門的知識を有する大学の教員または学識経験者で構成することを原則とする。

- 2 評価基準検討委員会委員は、会員校に所属する者を原則とする。ただし、他分野や大学以外に所属する者についてはこの限りでない。

- 3 評価基準検討委員会は、10名程度の委員をもって構成する。

(委員の選任)

- 第44条 評価基準検討委員会委員は、総合評価部会において選任する。

(委員長)

- 第45条 評価基準検討委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

- 2 評価基準検討委員会委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(任期)

- 第46条 評価基準検討委員会委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評価基準検討委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催・招集)

第47条 評価基準検討委員会は、原則として年2回程度開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第48条 評価基準検討委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長がこれに当たる。

(議決)

第49条 評価基準検討委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(議事録)

第50条 評価基準検討委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第6章 評価員研修委員会

(目的)

第51条 評価事業を公正かつ適正に実施するために、評価員の評価者としての資質と能力開発を目的とする研修を企画し、運営するため、総合評価部会の下に評価員研修委員会を置く。

(権限)

第52条 評価員研修委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 評価員の研修プログラムの作成・改訂
- (2) 評価員の研修の年間計画の立案と実施
- (3) その他、評価員の資質・能力開発に関する事項

2 評価員研修委員会は、前項各号の事業の遂行に必要な事項を審議し、また、評価員研修に関し、総合評価部会の諮問に応じ、答申する。

(委員会の構成)

第53条 評価員研修委員会は、看護学教育の質保証および分野別評価の専門的知識を有し、または大学評価等の経験のある大学の教員または学識経験者で構成することを原則とする。

2 評価員研修委員会委員は、会員校に所属する者を原則とする。ただし、他分野や大学以外に所属する者についてはこの限りでない。

3 評価員研修委員会は、10名程度の委員をもって構成する。

(委員の選任)

第54条 評価員研修委員会委員は、総合評価部会において選任する。

(委員長)

第55条 評価員研修委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

2 評価員研修委員会委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(任期)

第56条 評価員研修委員会委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評価員研修委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催・招集)

第57条 評価員研修委員会は、分野別評価の実施計画に合わせて、原則として年4回程度開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第58条 評価員研修委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長がこれに当たる。

(議決)

第59条 評価員研修委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(議事録)

第60条 評価員研修委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第7章 異議審査委員会

(目的)

第61条 総合判定に対する受審校からの異議を審査するため、総合評価部会の下に異議審査委員会を置く。

(権限)

第62条 異議審査委員会は、総合判定に対する受審校から出された異議について、それが正当な理由があるものか否かを審査し、審査結果を総合評価部会に報告する。

2 異議審査委員会は、前項の事業のほか、異議審査に関し総合評価部会からの諮問に応じ、答申する。

(委員会の構成)

第63条 異議審査委員会は、看護学教育の質保証および分野別評価の専門的知識を有する大学の教員または学識経験者で構成することを原則とする。

2 異議審査委員会委員は、会員校に所属する者を原則とする。ただし、他分野や大学以外に所属する者についてはこの限りでない。

3 異議審査委員会は、原則として5名程度の委員をもって構成する。

(委員長)

第64条 異議審査委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

2 異議審査委員会の委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(委員の選任)

第65条 異議審査委員会委員は、総合評価部会において異議審査予備委員の中から選任する。

2 総合評価部会は、機構の理事および委員、看護学分野または看護学分野以外の有識者の中から、予め10名程度の異議審査予備委員を選任する。ただし、機構の理事または委員のうち、総合評価部会構成員（異議審査委員会委員長を除く）、および評価委員会委員を除くものとする。

3 異議審査の対象となる受審校に所属もしくは利害関係を有する者は、当該大学の異議審査に加わることはできない。

4 異議審査委員会委員長は、必要に応じて異議審査予備委員の中から指名した者を異議審査委員とすることができる。

(委員会の開催・招集)

第66条 評価報告書に対し、受審校から異議申立があったとき、出された異議は、異議審査委員会に付託され、異議審査委員会が開催されるものとし、委員長が招集する。

(議長)

第67条 異議審査委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長がこれに当たる。

(議決)

第68条 異議審査委員会の議事は、原則として当該委員会に出席し議事に参加した異議審査委員会委員全員の一致による。ただし、意見の一致をみるのが困難であると議長が判断した場合は、多数決によることができる。

(秘密会)

第69条 異議審査委員会の議事については、原則として秘密とする。ただし、議事要旨を作成する。

(異議審査報告書の作成)

第70条 異議審査委員会委員長は、審査結果について異議審査報告書を作成し、総合評価部会に提出する。

第8章 その他

(受審料)

第71条 看護学教育プログラムの評価を申請した大学は、別に定める受審料を納入しなければならない。

(評価に関する諸規則)

第72条 この評価事業基本原則に定めるもののほか、評価事業に関し必要な事項は、総合評価部会において別途定める。

(改正)

第73条 この基本原則の改正は、総合評価部会の発議に基づき理事会において行う。

附則

1. この基本原則は、2019年2月8日に制定し、同日より施行する。
2. この基本原則の改正は、2019年8月23日から施行する。
3. この基本原則の改正は、2019年12月6日から施行する。
4. この基本原則の改正は、2020年9月4日から施行する。
5. この基本原則の改正は、2020年12月11日から施行する。
6. この基本原則の改正は、2021年12月10日から施行する。
7. この基本原則の改正は、2022年6月17日から施行する。
8. この基本原則の改正は、2022年7月7日から施行する。
9. この基本原則の改正は、2022年12月9日から施行する。
10. この基本原則の改正は、2023年3月10日から施行する。
11. この基本原則の改正は、2024年9月13日から施行する。